

(別記)

令和5年度岩手県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

- 本県は、広大な農地や変化に富んだ気象条件など農業資源に恵まれ、各地域で立地特性を生かした多彩な農業が展開されており、我が国の食料供給基地としての役割を担っている。

これまで、米、畜産に加え、きゅうり、ピーマン、トマト、キャベツ、りんどうなどの園芸の産地づくりに取り組んでおり、令和3年の農業産出額は2,651億円(前年比▲90億円)で、東北第2位(前年同)、全国第10位(前年同)となっている。

【令和3年の農業産出額(下段:前年比)】

合 計	米	麦・大豆等	園芸・工芸等	畜産
2,651 億円 (▲90 億円)	460 億円 (▲106 億円)	28 億円 (+ 5 億円)	462 億円 (▲62 億円)	1,701 億円 (+ 73 億円)

(注: ラウンドの関係で合計と各項目の合計が一致しない場合がある。)

- 水田では、岩手県農業再生協議会が作成する「水田農業の推進方針(令和4年9月策定)」に基づき、主食用米と転換作物を組み合わせた取組を推進しており、令和4年の作付状況は、水田面積(田本地面積: 87,400ha)の50%が主食用米で、次いで飼料作物、飼料用米、大豆、麦、野菜などとなっている。

引き続き、需給と価格の安定に向け、需要に応じた主食用米の生産と、収益性・定着性のある品目への作付転換により農業者の所得確保を図ることが必要である。

【水田の利活用状況】

(単位: ha)

	30 年産	令和元年産	2 年産	3 年産	4 年産
主食用米	48,800	48,300	48,200	46,200	43,700
備蓄米	47	651	687	656	653
加工用米	1,199	1,292	1,104	1,196	1,361
新規需要米	5,835	5,631	5,662	7,036	8,485
飼料用米	3,986	3,724	3,589	4,683	5,830
WCS 用稲	1,620	1,673	1,758	1,939	2,234
米粉用米	58	57	71	71	76
新市場開拓用米	171	177	244	343	345
麦	3,379	3,347	3,348	3,310	3,325
大豆	3,644	3,519	3,531	3,764	4,073
飼料作物	7,810	7,768	7,735	7,794	7,316
そば	598	666	586	625	610
野菜	1,300	1,293	1,301	1,265	1,299
花き・花木	420	403	377	368	359

農林水産省「水田における作付状況」、野菜及び花き・花木は産地交付金の交付対象面積

- 令和2年の基幹的農業従事者数は44,458人で、10年前（平成22年）と比較して▲22,218人（▲33%）となっており、基幹的農業従事者のうち65歳以上が7割強を占めている。

このため、本県においては、地域農業マスタープランの実質化や、農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・集約化を進め、地域農業マスタープランについては令和3年度までに全ての地区で実質化され、農地集積面積は102,241ha、集積率68%（平成29年比8ポイント増）となっている。

引き続き、農地の集積・集約化による作業の効率化・低コスト生産等を推進し、本県の水田農業を支える担い手の育成に取り組んでいく必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

- 需要に応じた主食用米の生産と併せ、水田を最大限に活用し、気象や立地条件など地域の実情を踏まえた転換作物の作付拡大を推進する。
転換作物の生産においては、品目ごとの収益性・定着性や今後の需要等を踏まえ、「園芸作物」、「大豆」、「小麦」及び「新市場開拓用米」を重点推進品目として推進する。
- 水田から野菜等の園芸作物（高収益作物）の作付転換では、排水不良や栽培管理の不徹底などによる単収の低さが課題となっているため、導入に向けては、明渠・暗渠の施工等による排水改善や、適正な肥培管理、団地化による作業効率の向上、機械化体系の導入による省力化を推進する。
併せて、県及び関係団体が一体となって地域をサポートするとともに、地域の取組状況・意向を踏まえ県の水田農業高収益化推進計画を随時見直す。
- また、主食用米の需要が年々減少する中、水田農業を、新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換していくことが必要であるため、畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業等を活用し、国内外の新たな需要（輸出用、加工・業務用など）に対応した低コスト生産の取組を推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

- 転換作物の生産においては、同一農地での連作は病気や収量低下等の連作障害が発生することから、生産性向上に有効な「水稻と転換作物のブロックローテーション（田畑輪換）」を基本とし、ブロックローテーション体系の構築に向けた検討が進むよう情報提供等を行う。
なお、転換作物の作付が固定化している場合や、ブロックローテーション（田畑輪換）の取組が困難な場合は、畑作物の本作化に向け、畑地化促進事業を活用した「畑地化」も推進する。

4 作物ごとの取組方針等

本県は、広大な面積を有し、地域により気象条件、農業構造等が異なっていることから、地域の主体的な取組を尊重するとともに、適地適作を推進しながら経営所得安定対策をはじめ水田農業関連対策を有効に活用し、農業経営の安定・水田農業の高収益化を図ることとする。

(1) 主食用米

令和3年3月に策定した「いわてのお米ブランド化生産・販売戦略」に基づき、実需者ニーズに応じた高品質・良食味米の安定生産、生産コストの低減と省力化等による経営安定に向けた取組等を推進するとともに、販売促進の取組を強化し、米主産地としての地位確保に向けて取り組むとともに、県で設定した生産目安に基づき、需要に応じた生産を推進する。

(2) 備蓄米

県別優先枠を活用し、落札数量に応じた生産に取り組む。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要が年々減少している状況を踏まえ、水田機能を維持できる飼料用米への転換を推進してきたところ。引き続き、本県で開発した多収品種の導入推進や、「飼料用米多収日本一」への参加誘導等により、飼料用米の単収向上を目指すとともに、県内の畜産事業者を中心とした実需者とのマッチングを支援していく。

なお、本県では多収品種の取組が約8割となっているところであるが、令和6年産からは、国の支援体系も多収品種を基本としたものに見直しもされることから、飼料用米の生産がより定着性の高いものとなるよう、県枠メニューの助成を継続する。

イ 米粉用米

大手製麺業者と農業生産法人との間で契約栽培が行なわれるなど、地域の特色を活かした取組が進められていることから、今後とも需要に応じた生産を推進する。

ウ 新市場開拓用米

主食用米の需要が減少していく中、食料自給率の向上及び生産者の所得向上を図っていくためには、新たな需要を確保する必要があるため、県枠メニューとして新市場開拓用米の作付に対する上乗せ助成を継続し、国内外を問わず米の新市場開拓の取組を推進する。

エ WCS 用稲

飼料用米の単収向上が困難な地域や、飼料基盤が少ない水田地帯にあっては、地域農業再生協議会が中心となって、地域の畜産農家やコントラクターとのマッチングを図り、地域内自給体制の構築を推進する。

オ 加工用米

酒造用等の需要、県酒造組合等の県内需要を中心に、各地域の取組希望をマッチングさせながら取り組むとともに、安定的な供給を図るため、複数年契約を推進する。

(4) 大豆

大豆については、県中部及び県南部の水田地帯を中心に、生産組織や農業法人により作付され、作付面積も一定の水準を維持しており、転換作物として定着している（令和3年産の大豆作付面積のうち83%が水田における作付）。

一方、湿害等による生育不良のため、県単収が東北平均に比べて低位となっているほか、青立ち株等による汚損粒の発生などによる品質低下が課題であり、収量・品質の高位安定化が必要である。

このため、排水対策、適期作業などの基本技術の励行とともに、国産小麦・大豆産地生産性向上事業を活用し、生産ほ場の団地化や営農技術の導入等に取り組んだ生産者への技術的なフォローアップを実施しながら、単収の向上と作付面積の拡大を図る。また、令和5年度からは、作付拡大した場合に助成する県枠メニューを新たに設定し、作付拡大を後押しする。

加えて、必要に応じ、補助事業等を活用し乾燥調製施設の再編・整備等を進める。

(5) 小麦

小麦についても、大豆と同様、県中部の水田地帯を中心に、生産組織や農業法人により作付され、作付面積も一定の水準を維持しており、転換作物として定着している（令和3年産の小麦作付面積のうち90%が水田における作付）。

一方、湿害や連作障害の発生等により、県単収は全国及び東北平均と比べて低位となっているほか、収穫時の降雨による小麦の穂発芽等によって品質が低下することがあり、収量及び品質の向上に向けた対策が必要である。

また、県主力品種の「ナンプコムギ」は、県内業者に根強い需要がある一方、縞萎縮病に弱く、低収が課題であり、他品種への転換が必要である。

このため、排水対策、適期作業などの基本技術の励行とともに、収量・栽培性に優れた新品種「ナンプキラリ」の普及に向け、関係機関・団体と連携し、実需者や生産者への周知・PRを図りつつ、作付拡大を推進する。

(5) 飼料作物

県内の飼料作物作付面積40,408haのうち、水田での作付面積は7,794ha（19%）を占めている（飼料用米及びWCS用稲を除く）。

関係機関・団体で組織する「酪農及び肉用牛のサポートチーム」が主体となり、牧草・飼料用とうもろこし等の収量・品質向上や、水田放牧等の取組拡大を支援し、水田の有効活用と良質な飼料作物生産を推進する。

また、子実用とうもろこしは、労働生産性等の生産上のメリットのほか、飼料価格が高騰している中、畜産経営の安定にも寄与することから、畜産農家の需要を確認の上、耕種農家への作付けを誘導するなどの取組を推進する。

なお、令和5年度からは、飼料用とうもろこし（青刈り、子実用）を作付拡大した場合に助成する県枠メニューを新たに設定し、作付拡大を後押しする。

(6) そば、なたね

排水対策等の基本技術の徹底について指導を行う。また、県内業者の需要に応じた生産に取り組む。

そばについては、米、麦、そばの2年3作や、産地交付金を活用し、団地化や担い手への集積等の低コスト生産に向けた取組を推進する。

(7) 地力増進作物

高収益作物等の生産性向上に向けた計画的な土づくりの取組を推進していく。

(8) 高収益作物

規模拡大が期待できる大規模機械化一貫体系が確立されている土地利用型野菜 8 品目を対象に、引き続き、作付を支援する県枠メニュー設定するとともに、各地域においては、振興作物を定め、生産の拡大を図る。

また、令和 5 年度からは、園芸作物（野菜、果樹、花き）を作付拡大した場合に助成する県枠メニューを新たに設定し、作付拡大を後押しする。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

7 産地交付金の活用方法の概要

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位：h a)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和5年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	43,700		43,100		43,100	
備蓄米	653		690		690	
飼料用米	5,830		5,850		5,850	
米粉用米	76		32		32	
新市場開拓用米	345		400		400	
WC S用稲	2,234		2,340		2,340	
加工用米	1,361		1,250		1,250	
麦	3,326		3,220		3,220	
大豆	4,197	124	4,070	110	4,070	110
飼料作物	7,316		5,800	10	5,800	10
・子実用とうもろこし	37		59		59	
そば	1,158	547	1,070	560	1,070	560
なたね	13		16		16	
地力増進作物	31		24		24	
高収益作物	1,989		1,769		1,769	
・野菜	1,292		1,160		1,160	
・花き・花木	358		330		330	
・果樹	9		9		9	
・その他の高収益作物	330		270		270	
その他	1		1		1	
・景観形成					0	
畑地化	6		2,300		2,300	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	えだまめ、キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、にんにく、ばれいしょ、加工用トマト	土地利用型野菜 作付助成	作付面積	（ 4 年度 ） 447ha	（ 5 年度 ） 480ha
2	新市場開拓用米	新市場開拓用米 作付加算助成	取組面積	（ 4 年度 ） 345ha	（ 5 年度 ） 400ha
3	飼料用米（多収品種）	飼料用米多収品種 取組助成	作付面積	（ 4 年度 ） 5,830ha	（ 5 年度 ） 5,850ha
			多収品種かつ 施肥取組面積	（ 4 年度 ） 4,435ha	（ 5 年度 ） 5,200ha
			単収	（ 4 年度 ）	（ 5 年度 ） 600kg/10a
4	園芸作物 大豆 飼料用とうもろこし	作付拡大助成	作付拡大面積	（ 4 年度 ） 21ha	（ 5 年度 ） 50ha
			作付拡大面積	（ 4 年度 ） 309ha	（ 5 年度 ） 310ha
			作付拡大面積	（ 4 年度 ） -	（ 5 年度 ） 50ha

必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名 :岩手県

整理 番号	使途 1	作 期 等 2	単価 (円 /10a)	対象作物 3	取組要件等 4
1	土地利用型野菜作付助成	1	45,000	えだまめ、キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、にんにく、ばれいしょ、加工用トマト	・実需者等へ出荷・販売を行うこと。
2	新市場開拓用米作付加算助成	1	5,000	新市場開拓用米	・東北農政局長による新規需要米取組計画の認定を受けること。 ・実需者等と出荷・販売契約等を締結し、収穫・販売等を行うこと。
3	飼料用米多収品種取組助成	1	3,000	飼料用米（多収品種）	・新規需要米取組計画の認定を受けていること。 ・収穫・出荷・販売を行う。自家利用の場合は、自家利用計画に基づき、収穫・給餌すること。 ・多収品種で取り組む飼料用米であること。 ・施肥管理を行うこと。
4	作付拡大助成（園芸作物）	1	20,000	園芸作物	・実需者等へ出荷・販売を行うこと。
4	作付拡大助成（大豆）	1	10,000	大豆	・実需者等へ出荷・販売を行うこと。 ・作付面積が前年産よりも10a以上拡大していること。 ・以下の取組のうち、いずれか1つ以上を実施しているもの。 ほ場の団地化 ブロックローテーションによる輪作 排水、湿害対策の実施
4	作付拡大助成（飼料用とうもろこし）	1	10,000	飼料用とうもろこし（青刈り、子実用）	・実需者等へ出荷・販売を行うこと。自家利用の場合は、自家利用計画に基づき、収穫・給餌すること。 ・作付面積が前年産よりも10a以上拡大していること。

1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載して下さい。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別紙 1 土地利用型野菜作付助成対象品目一覧

対象作物
えだまめ
キャベツ
たまねぎ
にんじん
ねぎ
にんにく
ばれいしょ
加工用トマト

別紙 2 作付拡大助成（園芸作物）対象品目一覧

対象作物	
野菜	えだまめ、キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、にんにく、 ばれいしょ、加工用トマト、レタス、きゅうり、トマト（ミニトマト含む）、 なす、ピーマン、ズッキーニ、ホウレンソウ
花き・花木	りんどう、きく類（小ぎく、輪ぎく、スプレーぎく）
果樹	りんご、ぶどう